

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700293 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700198 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から昭和 43 年 3 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に加入記録があり、住所が判明した同僚に照会を行ったところ、回答のあった複数の同僚の陳述及び請求者に係る戸籍の附票における住所地から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は請求期間の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、同社の事業主は、請求期間当時の資料は保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、回答のあった上記の同僚は、いずれもA社に係る給与明細書を保有しておらず、請求期間当時の請求者の住所地である市役所の税務係担当者は、請求期間当時の課税資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、在職年月日（自 昭和 34 年、至 昭和 43 年 3 月 15 日）等が記載された平成 29 年 2 月 27 日付けのA社に係る在職証明書を提出しているが、同社の事業主は、請求者の在籍期間等を確認できる資料を保有しておらず、同証明書は、請求者が記載した内容をそのまま証明したものであるため、請求者の在籍期間等は不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。